論点の検討 (透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方について)

令和7年3月18日 郵便料金政策委員会 事務局

- 第7・8回委員会では、以下の論点のうち「(1) 郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料 金に係る制度の在り方」について検討を行った。
- 本日は、以下の論点のうち、「(2) 透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方(算定基準等)」について検討を行う。

1 論点

- (1) 郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方
 - ① 郵便事業における収支相償について
 - ② 料金に係る規制等について
- (2)透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方
 - 算定基準等について
- (3) その他必要と考えられる事項
 - ① 一般信書便役務に関する料金規制について

2 これまでの実施状況等

7/3 9/25 10/24 11/22 12/3 12/25 R7/2/3 2/21 3/18 第1回 第2回 R6/6/24 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 諮問

第8回委員会における主な意見等

第8回委員会で検討した論点に対する主な意見等

<「論点(1) -②料金に係る規制等について」に対する意見>

- 25g以下の定形郵便物については、上限料金規制を維持しつつ、機動的な上限料金が設定できるよう、例えば「上限認可制度」のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度の導入を検討することに賛成。
- <u>郵便書簡</u>及び<u>通常葉書</u>については、定形郵便物の料金の額のうち最も低いものよりも低廉な料金とする<u>現状の制度の方向性を維持することに異存ない</u>。
- ・ 第三種・第四種郵便物については、データ等の検証なしに、軽々に制度を変更することは適切ではなく、将来の課題として確認する にとどめる方向性に異存ない。
- 第三種・第四種郵便物について、同一重量の第一種郵便物よりも低廉な料金とすることは公的目的の観点から重要。ただし、上限以下で自由に設定できる定形郵便物の料金の下限を決めることになってしまうことの整理について、今後検討いただきたい。
- <u>透明性の確保</u>に関して、現状の審議会の運用としてはデータを十分に分析するような体制になっていないため、<u>データの検証がしっかりとできるような制度づくりを併せて進めていただきたい</u>。



第8回委員会における主な意見等

第8回委員会を踏まえた方向性(案)

<論点(1) - ② 料金に係る規制等について>

【規制の対象となる範囲】

- 25g以下の定形郵便物については、第7回委員会を踏まえた方向性(案)のとおり、上限料金による規制は維持しつつ、より主体的・機動的に上限料金を設定できるよう、「上限認可制度」のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度の導入を検討することが適当。
- **郵便書簡**及び**通常葉書**の料金については、**引き続き上限料金による規制の対象**とすることが適当。その際、現行の規制も参考にしつつ、**定形郵便物の料金の額のうち最も低いものよりも低廉な料金とすることを担保する制度とする**ことが望ましい。
- 第三種・第四種郵便物については、引き続き「料金認可制度」とした上で、同一重量の第一種郵便物よりも低廉な料金とすることを担保する制度とすることが望ましい。(※1)
 - (※1)第三種・第四種郵便物の料金上限の設定が、<u>定形郵便物を含む第一種郵便物の料金の下限を実質的に定めることになる点</u>については、運用の在り方等も含め今後の制度設計の際に検討・整理を行うことが望ましい。
- 25g以下の定形郵便物、郵便書簡、通常葉書及び第三種・第四種郵便物<u>以外</u>の料金については、<u>現行の届出制を維持する</u>ことが望ましい。

【今後の郵便事業を取り巻く経営環境等の変化への対応】

● 引き続き、現行の料金変更命令等の規定は維持する必要がある。また、上限認可制度のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度を導入した場合においては、状況に応じて上限料金の変更命令が可能な規定についても検討を 行うことが望ましい。

【透明性の確保】

● 総務省令で上限を設定することとしている現行制度を見直した場合においては、手続の透明性を確保する観点から、上限料金の 設定の手続(上限料金の認可等)について、審議会等への諮問を必要とすることが望ましい。(※2) なお、仮に上限認可制度を導入した場合、上限の範囲内であれば届出で料金の設定・変更が可能な制度となることが想定される が、当該届出については、現行制度において、届出料金を審議会等への諮問事項としていないこと等を踏まえ、諮問は不要と整理することが望ましい。

(※2)審議会等への諮問については、データの検証がしっかりとできるような運用等についても併せて検討を行うことが望ましい。

論点(2) 透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方(算定基準等)について

本日の検討事項

○ これまでの委員会で方向性(案)を取りまとめた「郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方」(論点(1))の内容も踏まえた上で、上限料金の設定に係る算定基準等の検討を行う。具体的には、「適正な原価」や「適正な利潤」等の算定の考え方及び今後の検討の進め方について検討を行う。

第6回委員会で示した論点(案)

- 当該検討項目については、検討項目(1)の方向性を受けて具体的に検討することとなるが、委員からは、<u>今の郵便事業収支の計算方法に</u> <u>基づきつつ、様々な要素を加味して考えるものではないか</u>といった意見があった。
- また、委員からは<u>適正な原価について明らかにすることが必要</u>であるとの意見もあり、能率的な経営を図ったうえでの必要最低限の原価とは何か、現在の郵便事業収支の計算方法も参考に、<u>原価に含める費用項目の範囲</u>や、<u>荷物事業等との配賦計算の適正性</u>等について考え方を整理する必要があるのではないか。
- 加えて、原価における<u>人件費や物価の上昇</u>については、ヒアリング事業者等からも適切な反映を求める意見があり、<u>公的な統計データの活</u>用の可能性等も含め、検討を行う必要があるのではないか。
- 一方で、前述のとおり、委員からは、郵便料金を頻繁に見直すような場合には、<u>効率化努力も徹底して行う必要がある</u>旨の意見があり、あわせて、<u>コスト削減努力は算定基準等の中で議論</u>していくとの意見もあったところ、<u>一定の費用効率化の取組みを算定基準等に組み込むこと等</u>が必要ではないか。
- いずれにしても、算定基準等の具体的な方向性の検討については、検討項目(1)の方向性を受け、改めて行うこととしてはいかがか。

(参考)これまでの委員会における論点(2)に対する主な意見等

【委員及びヒアリング事業者等からの主な意見等】

く「論点(2)透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方(算定基準等)」に対する意見>

【算定基準等の検討の方向性について】

- どこまでの料金改定が許容されるのか、予見可能性ができるだけ確保されるものとしていただきたい。(日本郵便)
- 今後の料金改定の際には、料金を一気に上げるのではなく、その都度説明いただいた上で段階的かつ小幅な値上げとしてほしい。
- 海外の値上げ率の構成要素や専門家などの見解なども踏まえ、郵便料金に係る算定基準等を定める必要がある。算定基準に基づかない値上げは適正であるかどうかの判断も難しく、<u>消費者にとっては郵便事業全体に対しての不信感につながりかねない。</u>透明性・適正性がある郵便料金の設定が必要。(全国消団連)

【適正な原価について】

<検討の方向性>

- 算定基準については、<u>今の郵便事業収支の計算方法に基づきつつ、様々な要素を加味して考えるもの</u>かと思う。
- 現状、料金の設定について「適正な原価・適正な利潤」という定性的な規定にとどまっている中で、<u>原価の範囲、配賦計算等を</u> 含め適正な原価の考え方について明らかにしないといけないと認識した。

<荷物事業等との費用配賦>

- 事業相互間のコスト配分の適正化をどのように図るかが重要。
- 郵便ユニバーサルサービスと自由化されているサービスのコストを明確化することは必要。事業者にどこまでのデータの用意・ 整備を求めるかも1つの論点。
- 現行の配賦の取扱いを必要に応じてどのように見直し、適正な原価配賦の在り方を決めるかというのは、非常に重要な論点。
- 郵便事業と荷物事業は特に共通した部分が多いように思うため、この部分の配賦等をどう適正に設定していくかについては、 今後慎重な検討が必要ではないか。

(参考)これまでの委員会における論点(2)に対する主な意見等

【委員及びヒアリング事業者等からの主な意見等】(続き)

<原価の考え方(人件費や物価の上昇等の反映等)>

- 原価の定義、また、どのような幅を持たせて原価を見ていくかが、上限の議論をするにしても何にしても非常に重要。
- インフレなどの事業に依らない外生的なコスト上昇が適宜反映されることが望ましい。
- 値上げの上限については、<u>賃金や物価の上昇率等を反映した算定式</u>により算出されるものとしていただきたい。(日本郵便)
- 原価算定においては、<u>物価の伸びや人件費の高騰を反映することが必要</u>であり、上限認可に当たっては、「適正原価+適正利潤」より<u>少し余裕を持たせたものでなければ、必要な設備投資資金の確保など長期的な経営の安定が図れない。</u>プラスアルファの何らかの余裕を持たせることにより、<u>日本郵便が料金にバリエーションをつけることができる余地を認める制度</u>にすべきではないか。
- 料金の上限の設定に関する意見について、物価の上昇率や人件費の見通し等、合理的な説明がつく範囲で盛り込むことは賛成であるが、それを超えて、総括原価で説明がつかないような閾値に上限を設定することは、慎重に考えた方がいいのではないか。
- 原価概念の考え方には幅がある。光ファイバーの接続料金制度なども参考に、<u>将来予測を一部反映した原価概念とする</u>ことで、 これまでの議論の内容について説明可能な料金算定ルールになると思う。
- 適正な原価や報酬率については、過去を参照することが必ずしも合理的でないこともある。例えば、<u>昨今の賃上げについては</u> フォワードルッキングで考えていかないといけない部分があると思う。
- 費用の大宗を占める人件費について、郵便事業はユニバーサルサービスであることから、<u>客観的かつ合理的な費用計上を</u> もって料金設定に反映すべきであり、<u>毎年の人事院勧告の内容(一時金支給月数含む)と最低賃金をふまえた変動分を計上</u>し、 郵便事業の収支が黒字となる料金へと改定を行うスキームとすることが適当ではないかと考える。(JP労組)
- 日本郵便はあくまでも民間企業であるため、<u>人件費のベンチマークとして人事院勧告を使うことに対してはやや懸念</u>がある。

(参考)これまでの委員会における論点(2)に対する主な意見等

【委員及びヒアリング事業者等からの主な意見等】(続き)

<経営効率化の反映>

- 郵便料金を頻繁に見直す場合には、<u>効率化努力も徹底して行っていただくことになる</u>と理解している。<u>どのようにコスト削減に</u> 努めるかは、算定基準等の議論を詳細に詰めていく中で議論していく。
- 経営効率化をどこまで求めていくかというのは重要なポイント。他の公共料金規制でも同様に問われている。
- 上限認可制度のデメリットである「効率化努力のインセンティブが働きにくい」という点に関して、制度としてどのように考えていくか。鉄道事業等で行っているヤードスティックのようなものは、郵便事業の特殊性を考えると馴染まないと理解しており、このインセンティブをどのような形で組み込むかについても、今後慎重に検討する必要がある。
- 原価を計算した上で機動的に日本郵便が判断した結果、郵便料金がどんどん上がっていくような状況になった場合に、一般 の消費者が郵便を利用しにくくなるのであれば、とても残念に思うため、<u>日本郵便において様々な工夫をしていただくことも大切</u> だと思う。

【適正な利潤について】

- 法律上は適正な利潤と規定されているが、現状、原価割れの状態である中、利潤という言葉が独り歩きすると、<u>利潤まで上乗せして価格を決定するというのは、国民の理解も得られにくいと思う</u>。利潤とまではいかないものの、<u>原価に多少の幅を持たせる</u>ことにより、マイナスをゼロにするというのが最大限の理解を得られる金額ではないか。
- 公正報酬率規制の一類型として郵便の総括原価も運用されていると理解している。利潤として、他人資本(借金)の利子部分に加え、自己資本に相当する部分についても、必要な将来投資の原資として一定の利益を認めるという趣旨が正確に理解いただけるよう、周知広報も必要。

【将来の需要予測について】

算定根拠の透明化は需要予測の正確性にかかっており、将来の需要減少をどのように反映させていくかが重要。

- 25g以下の定形郵便物の料金について、現行制度では総務省令で定める料金の上限額の具体的な算定の考え方は明確にされておらず、物価問題関係閣僚会議等において、次回の上限料金の改定までに、郵便料金制度の見直しの検討結果も踏まえ、<u>算定基</u>準等を作成するよう求められている。
- この点、前回委員会でお示しした方向性(案)(「資料8-1」p2)のとおり、今後、総務省令で上限を定める現行制度を見直し、<u>「上</u>限認可制度」のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度を導入することが想定されるが、その場合は、当該上限料金の設定に係る算定基準等を作成する必要がある。
- なお、上記の方向性(案)においては、郵便料金設定に関する規制について、今後も<u>「郵便事業」の原価・利潤に基づいて適正性を判断する制度とすることが望ましい</u>と整理されており、これに基づき、以下のとおり「適正な原価」「適正な利潤」等の算定の考え方について検討を行うこととする。

【(i)算定基準等の検討の方向性について】

- 郵便料金については、個々の役務毎に収支の均衡を図る料金設定は求められておらず、<u>郵便事業の役務全体として収支の均衡が</u>図られる料金であればよいとされており、いわゆる「総括原価主義」が採用されている。(※1)
 - これは、政策的に低廉な料金が求められる第三種・第四種郵便物等、個別の役務の収支だけで料金の適正性を判断することが妥当ではないものも存在するといった観点から設けられたものと考えられる。
 - (※1)郵便法第3条において、「郵便に関する料金は、<u>郵便事業の</u>能率的な経営の下における<u>適正な原価</u>を償い、かつ、<u>適正な利潤</u>を含むものでなければならない。」と規定。
- この点、
 - ① 上記のとおり、現行制度においては、郵便料金の設定に当たり総括原価主義が採用されていること
 - ② 25g以下の軽量の信書の送達については、国民生活や社会経済に与える影響を考慮する観点等から上限料金を設けることとしており、その上限料金はできるだけ低く抑えることが必要であること
 - ③ ポストに投函される郵便物も含めて<u>正確に種別・重量毎の郵便物数を把握することは現状難しく</u>、種別・重量毎に<u>費用を切り分</u> けることが困難であること
 - 等を踏まえると、上限料金の算定においても、総括原価主義により算定を行うこととすることが適当ではないかと考えられる。
- ⇒ 上記を踏まえ、算定の方向性としては、現在の郵便料金の設定と同様に**総括原価主義とすることが望ましい**のではないか。

【 (ii) 適正な原価について】

<検討の方向性>

- これまでの議論の中で、委員から、算定基準等を作成するに当たっては、<u>現在の郵便事業収支の計算方法に基づき</u>、様々な要素を加味して検討を行うものではないかとの意見があった。
- この点、郵便法第67条第7項に定める<u>郵便事業収支等における営業費用の算定</u>に当たっては、<u>活動基準原価計算(ABC)</u>を 用いて費用整理を行っている。

具体的には、発生した費用を作業単位に細分化した上で、<u>一定のコストドライバーを用いて、その作業工程別原価を郵便や荷物といったサービス毎に整理しており(※1)</u>、「郵便事業」に係る費用を、その他事業の費用と区分して算定を行ってきているところ。

- (※1)郵便事業と荷物事業等との区分については、日本郵便株式会社法第14条の業務区分別収支の計算方法にも整理されている。
- ⇒ 上記を踏まえ、基本的には現行制度における**郵便事業収支等の計算方法をベース**に原価算定の方法を検討することとしてはいかが。

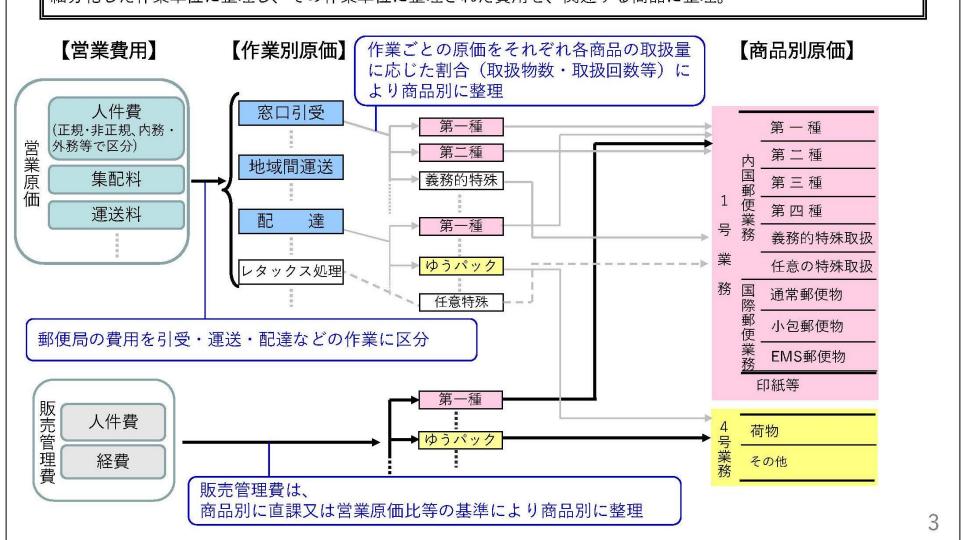
<荷物事業等との費用配賦>

- これまでの議論において、委員からは、事業毎の費用配賦の適正性について、現行の費用配賦の取扱いを必要に応じて見直し、適正な費用配賦の在り方を決めるのは非常に重要という意見や、特に郵便事業と荷物事業は共通した部分も多く、この点の費用配賦については慎重な検討が必要であるという意見があった。
- 日本郵便からは、第3回委員会において、現在の郵便事業収支等の計算方法の説明がなされたが、例えば、作業工程別の原価を 郵便と荷物に整理する際、<u>引受工程</u>(ポスト取集等)や<u>配達工程</u>(配達等)については「<u>物数比</u>」で費用を按分しているのに対し、 <u>継越工程</u>(地域内外運送等)については「<u>体積比</u>」で費用を按分しているとのことであり、この点、<u>大きさの異なる郵便と荷物について</u> は、物数比と体積比のどちらを用いるかで按分結果に差異が生まれることも想定される。
- 現時点においては、<u>具体的な費用発生の実態の分析や、それに応じたコストドライバーの妥当性の検証等</u>を精緻に行うには至っていないが、今後、算定基準等を作成するに当たり、現行の郵便事業収支等の費用配賦について、その<u>妥当性等を検討する余地はある</u>のではないかと考えられる。
- ⇒ 上記を踏まえると、算定基準等の費用配賦の考え方について、現行の郵便事業収支等の費用配賦をベースに検討を行う場合であっても、**算定基準等に反映する上で、見直すべき点がないかについては、改めて検討を行う必要があるのではないか**。なお、その際、**郵便事業や荷物事業の実態等も踏まえた上でコストドライバーの妥当性等の検討を行うことが望ましい**のではないか。

(参考)郵便・物流事業における活動基準原価計算(ABC)の概要

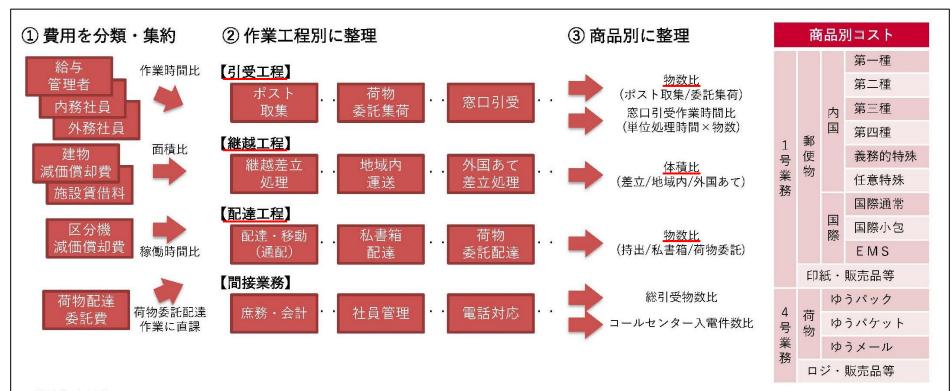
令和6年10月24日 郵便料金政策委員会(第3回)日本郵便説明資料から抜粋

郵便・物流事業における費用整理は、活動基準原価計算(ABC)を用いており、郵便局等で発生した費用を、細分化した作業単位に整理し、その作業単位に整理された費用を、関連する商品に整理。



(参考)郵便・物流事業における活動基準原価計算(ABC)の概要

令和6年10月24日 郵便料金政策委員会(第3回)日本郵便説明資料から抜粋(赤下線は事務局にて追記)



【計算方法】

- ① 財務データを基に、使用目的や発生要因別に費用を分類・集約
- ② ①の費用を郵便物等の実際のオペレーションに合わせた詳細な作業単位に整理 固有の作業工程で発生する費用は当該作業に直接整理、直接整理できない費用は、それぞれの費用の消費量を決定する要因で整理 ※整理方法の例:人件費(作業時間比)、建物減価償却費・建物賃借料(面積比)、区分機減価償却費(稼働時間比)など
- ③ ②の作業工程別原価を、それぞれ郵便又は荷物に整理 郵便物又は荷物だけを扱う作業は、それぞれのサービスに直接整理し、どちらも扱う作業は、それぞれの作業の業務量を決定する要因で郵便物と 荷物に整理
 - ※整理方法の例:ポスト取集(取集物数比)、窓口引受(窓口引受作業時間比)、地域内運送(地域内運送体積比)など

<原価の考え方(人件費や物価の上昇等の反映等)>

- これまでの議論の中で、委員から、<u>原価算定において人件費や物価の上昇を反映することが必要</u>であり、上限認可に当たっては必要な設備投資資金の確保といった<u>長期的な経営安定化の観点から余裕を持たせた上限が必要</u>といった意見があった一方で、別の委員からは、<u>合理的に説明が可能な人件費や物価の上昇の見通し等の範囲を超えて上限を設定することは慎重に考えるべき</u>との意見もあったところ。
- この点、少なくとも、原価の算定に当たり、<u>合理的に説明が可能な範囲内で人件費や物価の上昇等を適切に反映する点については</u> 意見が一致していると考えられる。
- なお、人件費や物価の上昇等の適切な反映については、①政府全体として「成長と分配の好循環を実現することを目指す」といった 方針が掲げられていることや、②特に人件費については公共料金等の新規設定や変更に当たり「料金の算定に賃上げが適正に見込ま れているか」をチェックする方針が消費者庁から示されていること等とも整合的であると考えられる。
 - ▶ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策~全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす~」(令和6年11月22日)<抜粋>
 - 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」の実現~将来の賃金・所得の増加に向けて~

賃上げの原資は企業の稼ぐ力である。これを継続的に高めるためには、先端的な設備など有形資産の投資とともに、人への投資や研究開発など無形資産の投資を行い、事業の高付加価値化及び生産性向上を実現することが必要となる。

今後成長が期待される分野において、企業の予見可能性を高めつつ、戦略的かつ重点的な官民連携投資を進め、地方への投資を含め、 内外からの投資を引き出し、産業に思い切った投資が行われる「投資立国」の取組を進める。併せて、貯蓄から投資への流れを着実なものと し、国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。これらの取組を着実に実行することによって、我が国経済を高付加価値 創出型の成長経済へと転換していく。

経済の付加価値を高める中で、<u>企業が得た収益を賃上げを通じて労働者に分配する</u>。その結果、<u>消費や企業投資が更に伸び、次なる経済成長につながるという成長と分配の好循環を実現することを目指す。</u>

- ▶ 「公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての消費者庁における主なチェックポイント」(令和4年8月19日)<抜粋>
 - ③料金の適正性の確保
 - □ 法令等に基づいた適切な料金が算出されているか
 - ・能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えていないか
 - ・不当な便乗値上げとなっていないか
 - ・料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか
 - □ 料金の算定基準等が公表されているか

- また、人件費や物価の上昇等を適切に原価に反映するに当たっては、委員から、<u>将来予測を反映した原価概念とする方向性</u>等につ いて意見があったところ。
- この点、例えば、鉄道の旅客運賃等や電気の規制料金については、基本的には3年間といった複数年の算定期間が定められており、 郵便においても、<u>将来にわたる一定の幅を持った期間</u>で原価算定を行うことで、<u>人件費や物価の上昇等を原価に反映することが可能</u> になると考えられる。(※1)
 - (※1)なお、鉄道においては、令和6年3月に収入原価算定要領等の一部改正を行い、持続可能な鉄道輸送サービスに資する設備投資を促進する観点から、設備投資計画の確認等を条件に、通常の算定期間である3年を超える期間分の「減価償却費」を計上可能とするといった見直しを行っている。
- また、これまでの議論の中で、ヒアリング事業者等から、具体的な<u>人件費の上昇の反映</u>については<u>客観的かつ合理的な費用計上を</u> もって料金に反映すべきとの意見があり、具体的には毎年の人事院勧告の内容等を踏まえることが適当ではないかとの意見があった。 一方で、委員からは、日本郵便はあくまで民間企業であるため、人事院勧告を用いることに対する懸念が示されたところ。
- 人件費や物価の上昇を適切に原価に反映する手法については、他の公共料金制度の例や、郵便事業の実態等を精緻に分析した上で検討する必要があると考えられるが、他事業においても実績に加えて、公的な統計データの活用も可能とする方向での見直しが図られており、郵便事業においても、個別の実績だけではなく、公的な統計データの活用の可能性等も含めて、今後検討が必要ではないかと考えられる。

(鉄道と電気の算定期間等について)

	鉄道(旅客運賃等)	電気(規制料金)			
算定期間	• 3年間 (減価償却費は、一定の場合に6年間まで可)	• <u>原則3年間</u> (見通しが困難であれば1年も可)			
人件費や物価 の反映について	鉄道事業者における人件費上昇率(実績値)のみならず、賃金構造基本統計調査等に基づく「伸び率」を反映可能	・ 令和6年6月に規制料金の審査ルールの改正について、電力・ガス 取引監視等委員会から経済産業大臣に建議。(今後、物価変動 等の原価への反映等の改正を想定)			

⇒ 上記を踏まえると、**原価の算定**に当たっては、**合理的に説明が可能な範囲内で人件費や物価の上昇等を適切に反映させること** が**望ましい**のではないか。

また、人件費や物価の上昇等を適切に原価に反映する観点から、<u>原価の算定期間については、将来にわたる一定の幅を持った</u>期間とすることが望ましいのではないか。

なお、<u>人件費や物価の上昇を適切に原価に反映する手法</u>については、<u>他の公共料金制度の例や、郵便事業の実態等を精緻に</u> <u>分析した上で、公的な統計データの活用の可能性等も含めて検討を行う必要がある</u>のではないか。

<経営効率化の反映>

- 「上限認可制度」については、効率化努力のインセンティブが働きにくいというデメリットがあるが、不当に高額な料金設定を防止するといった観点から、一定の効率化を促し、不必要な値上げを抑制することが必要と考えられ、委員からも、効率化努力の徹底等について意見があった。
- この点、例えば、上限認可制度を採用する鉄道の旅客運賃等(中小民鉄を除く)においては、事業者間で比較可能な営業費 (人件費・経費の一部)について、JRや大手民鉄といったグループ毎に費用を比較し、事業者間の間接的な競争を通じて効率化を 推進するという「ヤードスティック方式」による査定が行われている。
- 一方で、郵便事業については、<u>事実上日本郵便の独占的な状況</u>であるという点を踏まえると、ヤードスティック方式の適用は困難と考えられ、委員からも、郵便事業の特殊性を考えるとヤードスティック方式は馴染まないとの意見があった。
- この点、電気の規制料金についても、同じく「ヤードスティック方式」による査定が行われているが、それに加えて「<u>効率化係数</u>」による査定も行われており、当該効率化係数による査定については、
 - ① 自社の過去水準と同等の水準までの効率化
 - ② 事業者間で費用水準を比較し、上位の事業者の平均値をベンチマークとして効率化を深堀り
 - ③ 政府における「中長期の経済財政に関する試算」における全要素生産性(TFP)の上昇率を参考にした効率化(<u>年1.4%</u>)を、原価算定期間(3年間)で達成することとして、効率化を促すこととされている。
- ②については事業者間の平均値を用いた考え方であり、郵便事業への適用は困難と思われるが、①については自社の過去水準との 比較、③については政府における公的データの活用といった考え方で効率化を促しており、<u>事実上競争事業者が存在していない郵便</u> 事業においても適用の可能性があるのではないかと考えられる。
- なお、他の公共料金制度では、上記以外にも<u>個別の査定を行っている例もあり</u>、実際に効率化を促す仕組みを検討する場合は、<u>郵</u> 便事業の実態や特殊性等を踏まえ、その実行性も加味した上で検討することが必要ではないかと考えられる。
- ⇒ 上記を踏まえると、**原価の算定**に当たっては、**効率化を促すことにより不必要な値上げを抑制することが必要**であり、**算定基準等** において一定の効率化を促す仕組みを組み込むことが望ましいのではないか。なお、その際、他の公共料金の例も参考にしつつ、郵 便事業の実態や特殊性等を踏まえ、その実行性も加味した上で検討を行うことが望ましいのではないか。

(参考)鉄道のヤードスティック方式による査定について

令和6年10月24日 郵便料金政策委員会(第3回)国土交通省説明資料から抜粋

● ヤードスティック方式とは

公共料金規制で用いられているインセンティブ規制のひとつで「基準比較方式」と訳され、運賃原価の**基準となる標準的なコスト**を定めることにより、事業者間の間接的な競争を通じて効率化を推進するもの。

- 平均化などの方法を用い、対象全事業者に共通する基準値を求める方法は、 個々の事業者ごとに事業内容や事業環境が異なる鉄道事業には不向き。
- そこで、鉄道事業のヤードスティック方式においては、**事業環境の違いを補正す る指標で回帰分析した回帰式から、個々の事業者ごとの基準値を定める**方法を採用。
- 回帰式に使用するデータは、公表データを用い、回帰式、基準単価、基準コスト等の結果を毎年公表
- ⇒事業者間の間接的な競争を通じた効率化、運賃改定の透明性向上、 規制コストの縮小

(参考)電気の効率化係数による査定について

令和6年10月24日 郵便料金政策委員会(第3回)経済産業省説明資料から抜粋

(参考) 効率化係数の設定の考え方

特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針より抜粋

- 前述のとおり、効率化係数は、「**効率化の深掘りの余地」を推定**し、**査定に用いる係数**である。
- 効率化係数の設定にあたっては、まず、以下の視点を踏まえることが考えられる。
 - ① 自社の過去水準と比較して、妥当な水準であるか。
 - ② コスト効率の良い他事業者 (ベンチマーク) と比較して、妥当な水準であるか。
- その上で、**ベンチマークに満足すること無く、継続的な効率化を促していくことも重要**である。
- 上記の視点を踏まえ、以下の考え方に基づき、**発電部門・販売部門の効率化係数**を算定した。
 - ① 自社の過去水準と同等の水準まで効率化を求める。
 - ② ①に加え、費用水準の上位(発電部門については上位1~4位、販売部門については上位1~5位)の平均値をベンチマークとして、激変緩和の観点(50%)も加味しつつ、効率化の深掘りを求める。
 - ③ さらに、2023年1月の経済財政諮問会議で、内閣府から提出された「中長期の経済財政に関する試算」において、成長実現ケースとして試算したシナリオで、全要素生産性(TFP)の上昇率を年1.4%としていることを参考に、継続的な効率化として年1.4%を求める。
 - ④ ①~③を基に計算した効率化について、原価算定期間(3年間)で達成する。
- なお、今回の効率化係数の算定に当たっては、事業者間で、料金原価への効率化の織り込みの考え方などが異なっているため、公平性・透明性を担保する観点から、各事業者の過去の実績値を用いることで、**恣意性を排除**することとした。

(参考)電気の効率化係数による査定について

令和6年10月24日 郵便料金政策委員会(第3回)経済産業省説明資料から抜粋

(参考) 効率化係数の設定方法(イメージ)

特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針より抜粋

パターン	1	2	3	4	5	6		
費用水準	今回申請 過去6年 平均	今回申請		過去6年平均 今回申請	過去6年 平均		継続的な効率化	ベンチマーク発電:1~4位の平均販売:1~5位の平均
		過去6年 平均	今回申請 過去6年 平均		今回申請	過去6年 平均 今回申請		

: 自社の過去水準と同等の水準まで効率化を求める。

・ベンチマークまで深掘りを求める。(※激変緩和の観点(50%)も考慮)

── : ベンチマークに満足すること無く、継続的な効率化を促す。 (※年1.4%)

【(iii)適正な利潤について】

- 事業を継続的に実施するには、費用を適切に料金から回収するのみならず、設備投資等も含め継続的かつ円滑な<u>事業運営のため</u>に必要な資金調達にかかるコスト(※1)を適切に料金から回収することが不可欠である。こういった観点から、現行の郵便料金や鉄道の旅客運賃等、電気の規制料金についても、料金等の設定に当たり、「適正な利潤」(事業報酬)が規定されており、本件の算定基準等の検討に当たっても「適正な利潤」を含めて算定を行うことが妥当ではないかと考えられる。
 - (※1)株式の発行等による調達(自己資本)については配当金等、銀行等からの借入や社債の発行による調達(他人資本)については支払利息等。
- 「適正な利潤」の算定について、鉄道(中小民鉄を除く)や電気においては、「レートベース方式」による算定が採用されており、<u>レートベース(真実かつ有効な事業資産の価値)に、一定の事業報酬率(自己資本報酬率、他人資本報酬率等)を乗じて算定</u>している。
- この点、郵便事業において「適正な利潤」を規定する趣旨は、鉄道事業や電気事業と異なるものではないことから、基本的には、<u>鉄</u> 道や電気と同様にレートベース方式による算定を基本とする方向性が望ましいのではないかと考えられる。
- 一方で、具体的な算定方法の検討に当たっては、<u>郵便が鉄道や電気と比較して労働集約的な事業である点(</u>※2)や、法律上<u>日本</u> <u>郵政が日本郵便の発行済株式の総数を保有することが義務付けられているといった点</u>等を踏まえつつ、<u>その実行性も加味した上で</u>適 切な算定方法を検討することが必要ではないかと考えられる。
 - (※2)令和5年度の郵便事業の営業費用(1兆2,792億円)においては、人件費(9,619億円)が約75%を占める。
- また、p13で記載したとおり、鉄道においては、一定の場合に原価の一部である「減価償却費」の算定期間を通常の算定期間より長くするといった対応を認めており、その場合は、レートベース(事業資産)の算定に当たっても、減価償却費と同様の算定期間を適用することとしている。
- この点、郵便については、上記のとおり、<u>労働集約的な事業であるものの、一定の設備投資は発生する</u>ため、事業の実態等を踏まえた上で、設備投資に係る費用の算定期間に何らかの配慮を行う必要があるかについては、検討の余地があるのではないかと考えられる。

● なお、これまでの議論の中で、委員からは、原価割れの状態の中、利潤という言葉が独り歩きすると、利潤まで上乗せして価格を決定することは国民の理解も得られにくい、といった意見もあったところ、上記のとおり、鉄道事業や電気事業においても、「適正な利潤」は事業継続のために必要な資金調達(将来投資)として認められる範囲内で算定されるものであり、過剰な利益まで許容するような趣旨ではなく、この趣旨は郵便事業においても同様。

この点については、別の委員から、利潤の趣旨が正確に理解いただけるような周知広報が必要であるとの意見もあったところであり、 郵便事業における「適正な利潤」の算定方法について明確に算定基準等に定めた上で、一般に公開するといった対応も求められると 考えられる。

⇒ 上記を踏まえると、まず、上限料金の算定を行うに当たっては、「適正な原価」に加えて「適正な利潤」(事業報酬)を基に算定を 行うことが妥当ではないかと考えられる。

また、「適正な利潤」の算定については、鉄道や電気と同様に事業運営のために必要な資金調達に係るコストを賄うという趣旨の下、「レートベース方式」による算定を基本として検討することが望ましく、その具体的な算定方法の検討に当たっては、郵便事業の実態や特殊性等(※1)も踏まえ、その実行性も加味した上で検討を行うことが望ましいのではないか。

(※1)郵便事業が労働集約的である点や、株式の保有について日本郵政に法律上の義務がある点等。

さらに、「適正な利潤」の算定期間について、原価の算定期間に合わせることが基本ではあるが、郵便事業の実態等を踏まえた上で、原価のうちの「減価償却費」と合わせて**算定期間に何らかの配慮を行う必要があるかについて検討を行うことが望ましい**のではないか。

なお、郵便事業については、継続的な郵便物数の減少等により、引き続き収支の見通しが厳しい状況であり、過剰な利益を計上し、利用者に転嫁しているとの誤解を受けることがないよう、適正な利潤の算定の方法については、算定基準等において明確にした上で、一般に公開するとともに、実際の算定の過程についても一定程度示していくことが望ましいのではないか。

(参考)鉄道の事業報酬の算定について

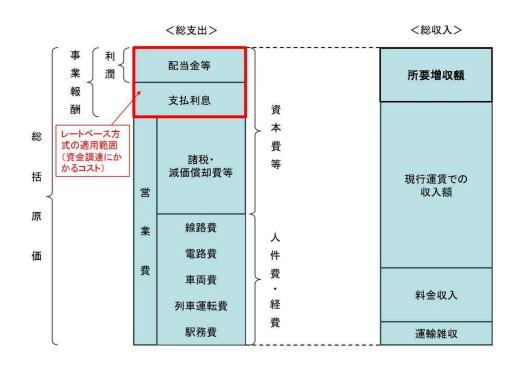
令和6年10月24日 郵便料金政策委員会(第3回)国土交通省説明資料から抜粋

● レートベース方式とは

配当金、支払利息といった事業運営のための資金調達にかかるコスト(事業報酬※) について、真実かつ有効な事業資産の価値(レートベース)に、一定の報酬率を乗じて算定する方式。

※配当金は自己資本に対する報酬、支払利息は他人資本に対する報酬

⇒透明性の確保、兼業部門との切り分けといった課題に対応



(参考)鉄道の事業報酬の算定について

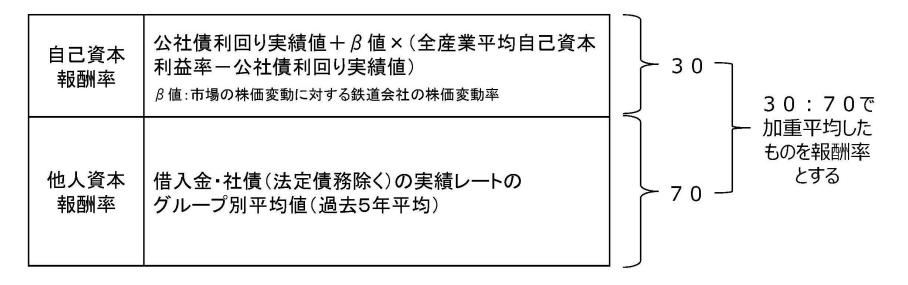
令和6年10月24日 郵便料金政策委員会(第3回)国土交通省説明資料から抜粋

事業報酬 = 対象資産 (レートベース) × 報酬率

①対象資産 (レートベース) ⇒真実かつ有効な事業資産

鉄軌道固定資産、建設仮勘定、運転資本(営業費の4%相当)等

②報酬率 ⇒財務体質の健全化、金利等の経済情勢の変化、一般民間企業の 実態等を適切に事業報酬に反映する必要



(参考)電気の事業報酬の算定について

令和6年10月24日 郵便料金政策委員会(第3回)経済産業省説明資料から抜粋

(参考) 事業報酬の概要①

特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針より抜粋

- 事業を継続的に実施するには、費用を適切に回収するのみならず、資金を円滑に調達する必要がある。 電気事業においては、発電設備等の形成にあたり巨額の資金を要するが、事業者がこの資金を調達する ための費用を何らかの形で電気料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じるため事業を継続す ることができなくなる。
- 企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達(他人資本)、②株式の発行等による調達 (自己資本)のいずれかの手段により資金調達を行うところ、銀行・社債等の債権者が期待する負債利 子率や、株主が期待する利益率が見込まれる場合、当該企業は継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能となる。
- そのため、電気事業法等の一部を改正する法律(改正法)附則で、これらの負債利子率等の適正水準に相当する額について、「適正な利潤」(事業報酬)として電気料金から回収することを認めている。
- その上で、**事業報酬は、レートベース**(事業資産の価値)に、**事業報酬率**(債権者や株主が期待するリターン)を乗じることで算定される。

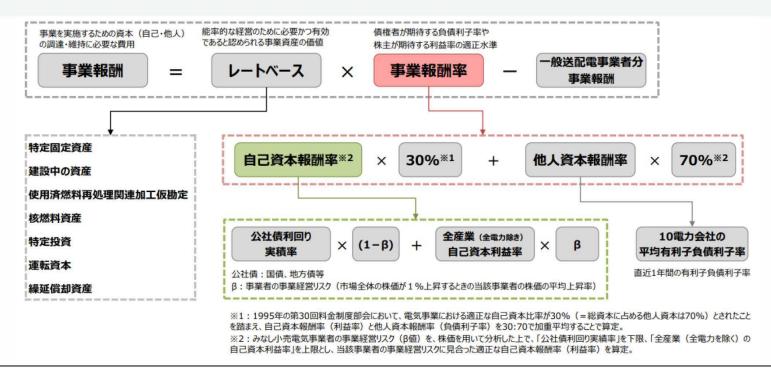
(参考)電気の事業報酬の算定について

令和6年10月24日 郵便料金政策委員会(第3回)経済産業省説明資料から抜粋

(参考) 事業報酬の概要②

特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針より抜粋

● かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、 事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のため に必要かつ有効であると認められる事業資産の価値(レートベース)に、事業報酬率を乗じることで資 金調達コストを算定する「事業報酬制度」が、1960年に導入された。



【(iv)将来の需要予測について】

- 郵便の上限料金等の算定に当たっては、将来の需要である郵便物数の予測によって、郵便事業の収入や原価の算定結果が大きく変わってくることが想定され、これまでの議論の中で、委員からも、算定根拠の透明化は需要予測の正確性にかかっており、将来の需要減少をどのように反映させていくかが重要との意見があったところ。
- この点、今後も引き続き郵便物数の減少が見込まれる中、郵便以外の多くの通信手段が普及していること等を踏まえると、郵便料金の値上げに伴い、一層減少幅が拡大することも考えられるため、原価等の算定に当たっては、平常時の物数の変動見通しに加えて、料金改定が物数の変動に与える影響(価格弾性値)を正確に反映させることが求められると考えられる。
- ⇒ 上記を踏まえ、特に令和6年10月の料金改定の影響について精緻に分析を行うことも含め、需要予測の精度の向上を図った上で、算定基準等において、将来の需要予測の考え方等についても反映する方向で検討することが望ましいのではないか。

【(v)今後の算定基準等の検討の進め方について】

- 上記のとおり、算定基準等の検討に当たっては、多くの論点が挙げられるが、<u>いずれも郵便事業の実態や事業の特殊性について分析</u> 等した上で、基準のフィージビリティも含めて具体的な内容を精査することが必要であると考えられる。
- ⇒ したがって、本委員会においては、まずは算定基準等を検討するに当たっての大きな方向性を示すという観点から、必要となる論点 や留意点等について取りまとめることとしてはいかがか。その上で、取りまとめた論点等を踏まえ、今後、総務省において、専門家等 の参画を得ながら、具体的な算定基準等の検討の場を設けることとしてはいかがか。

【(vi)その他】

⇒ その他、算定基準等の検討に当たって、考慮すべき事項がないか等について、ご検討いただきたい。

今後の検討スケジュール(案)

